平成２６年（フ）第１５９号
千葉県山武市松尾町五反田3038番地９
債務者　山鳥　博子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８号
山梨県甲府市荒川２丁目３番24号　スカイハイム荒川105
債務者　熊谷　勝弥
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
山梨県甲州市塩山上於曽60番地
債務者　守岡　美惠
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１５号
山梨県甲州市塩山上於曽1343番地２
債務者　田口みや子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
長野市青木島町青木島乙759番地３　コーポ青沼202号
債務者　高橋　智宏
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
長野県松本市清水１丁目４番３号　コーポまんねん201号
債務者　中野紀美子（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４００号
岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目94番地　グランツ杉山Ⅱ１Ｂ号室
債務者　岩田　明保
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４０１号
岐阜県羽島郡岐南町平島８丁目94番地　グランツ杉山Ⅱ１Ｂ号室
債務者　岩田千代子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４１８号
岐阜市上川手315番地22
債務者　和田トシ子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０５号
静岡県沼津市大岡2941番地の１　グランアヴニール303
債務者　林　　文康
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
静岡県沼津市大岡2941番地の１　グランアヴニール303
債務者　林　　美保
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
静岡県田方郡函南町塚本973番地の１　明友ハイツ203
債務者　横山　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３８２号
静岡県沼津市高島町10番11号　柏木第二マンション102号
債務者　野田　久代
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９６１号
堺市南区新檜尾台４丁16番20―310号
債務者　熊崎　明子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
兵庫県川西市山下町２番１号　105、前住所
兵庫県川西市東多田２丁目８番16号　203
債務者　松永　健一
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番11―104号、前住所大阪府豊中市蛍池北町３丁目１番９号
債務者　岩上　優子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
兵庫県川西市東久代１丁目８番24号
債務者　白石千鶴子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係